

姫 監 公 表 第 1 号

令和 4年 2月14日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	宮 本 吉 秀
同	川 島 淳 良

令和3年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和3年度 こども未来局定期監査（行政監査を含む。）及び関係
指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

こども未来局

こども育成部 こども総務課、こども支援課、こども家庭総合支援室
出先機関 坊勢児童館

イ 指定管理者監査

(ア) 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団 [飾磨児童センター、東児童センタ
ー、面白山児童センター]

(イ) 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体 [東光児童センター、北
児童センター、灘児童センター]

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻
度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着
眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われ
ているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理
されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、
協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和3年9月6日から同年11月18日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和3年9月28日から同年11月18日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

- (ア) 放課後児童健全育成事業受益者負担金（こども総務課）
- (イ) 放課後児童クラブ傷害保険料（こども総務課）
- (ウ) 児童手当過年度返還金（こども支援課）
- (エ) 児童扶養手当過年度返還金（こども支援課）
- (オ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（こども支援課）
- (カ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金延滞金（こども支援課）
- (キ) 子育て短期支援事業受益者負担金（こども家庭総合支援室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団（飾磨児童センター、東児童センター、面白山児童センター）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

イ 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体（東光児童センター、北児童センター、灘児童センター）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。